福島県産業廃棄物税の今後のあり方について 中間とりまとめ(案) <概要版>

1 産業廃棄物税の概要

(1)税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用の推進等に関する施策をより一層推進するため、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例(平成17年福島県条例第4号。以下「条例」という。)が平成18年4月1日から施行され、施行から5年ごとに2回の検証(平成22年、平成27年)を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

条例において、令和2年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和3年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

なお、産業廃棄物税は、令和2年8月現在で、27道府県で導入されており、 東北地方では6県すべてで導入されている。

(2) 税制度の概要

ア 目 的

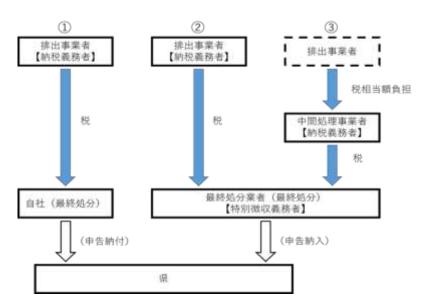
- ・産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- ・産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による 減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は産業廃棄物の中間処理業者

- ウ 課税標準 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
- エ 税 率 1,000円/トン
- オ 徴収方法 最終処分業者特別徴収、申告納付(自社最終処分の場合)
- カ 課税の特例
 - ・自社最終処分の場合は、重量の1/2を課税標準とする。
 - ・排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その 超える部分については重量の1/2を課税標準とする。

【税の仕組み図】



2 本県の産業廃棄物の状況

(1) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、震災後の増加はあるものの、全体として減少傾向 にあり、近年は震災前の水準より少ない状況となっている。

税導入後の状況は、平成18年度から震災直後の平成23年度まで減少が続き、 平成24年度、平成25年度に産業活動の再開や災害復旧・復興工事の進捗など により増加した後、減少が続き平成28年度は最少となったが、平成29年度からは再び増加傾向となった。

県内排出量

						(単位	:万t)
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
排 出 量	863	847	834	822	799	745	805
H18年度比	100%	98%	97%	95%	93%	86%	93%
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
排 出 量	849	832	794	733	784	782	
H18年度比	98%	96%	92%	85%	91%	91%	

(2) 県内最終処分量の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は、震災後の増減はあるものの、全体 として減少傾向にあり、近年は震災前の水準より少ない状況となっている。

税導入後の状況は、震災直後の平成23年度に大きく減少し、平成24年度に 産業活動の再開及び災害復旧・復興工事の進捗などにより大きく増加した後、減 少が続き平成28年度は最少となったが、平成29年度からは再び増加した。

県内発生の産業廃棄物の最終処分量

(単位:万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最終処分量	61	70	80	72	73	52	96
(最終処分率)	(7%)	(8%)	(10%)	(9%)	(9%)	(7%)	(12%)
H18年度比	100%	114%	131%	117%	118%	85%	157%

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	84	68	57	47	54	57
(最終処分率)	(10%)	(8%)	(7%)	(6%)	(7%)	(7%)
H18年度比	137%	111%	93%	77%	89%	93%

[※]最終処分率=(最終処分量/産業廃棄物の県内排出量)×100

(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況

県内の最終処分場への搬入量は、県外の最終処分場への搬出量を大幅に上回っている。

経年変化を見ると、県外の最終処分場への搬出量は、震災後大きく増加し、その後減少したが、震災前の水準より多い状態が継続している。

一方、県内の最終処分場への搬入量は、震災後増加したがその後減少し、近年 は震災前の水準より少ない状態となっている。

[※]最終処分量には県外で最終処分された量が含まれており、県外から搬入され、 最終処分された量は含まれていない。

3 産業廃棄物税の施行状況

平成22年度までは、年度毎の変動はあるものの概ね同程度で推移したが、平成 23年度は震災により産業活動が停滞した影響などにより税収額が減少した。

平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより税収額が増加 し、その後減少傾向にあったが、平成29年度、平成30年度は緩やかに増加した。

産業廃棄物税の推移

						(単位:千円)
年度		H18	H19	H20	H21	H22
税収額	1	379, 567	570, 641	604, 211	497, 557	580, 828
積立額	2	353, 164	531, 493	564, 020	463, 769	555, 601
事業充当額	3	206, 956	301, 077	537, 297	497, 900	496, 841
基金残高※	4	146, 208	376, 624	403, 347	369, 216	427, 976
年度		H23	H24	H25	H26	H27
税収額	1	470, 554	765, 997	706, 742	636, 854	594, 811
積立額	2	438, 187	713, 015	658, 495	592, 658	553, 845
事業充当額	3	295, 888	402, 832	622, 833	657, 746	707, 983
基金残高※	4	570, 275	880, 458	916, 121	851, 033	696, 895
年度		H28	H29	H30	H31予算	
税収額	1	468, 806	476, 350	518, 167	513, 274	
積立額	2	437, 202	468, 789	483, 427	477, 450	
事業充当額	3	406, 549	430, 631	434, 585	539, 360	
基金残高※	(4)	727, 548	765, 706	814, 548	752, 638	

※4=2-3+前年度の基金残高

また、平成27年度からの4カ年で、116事業、1,979,748千円が下記施策に充 当されている。

・産業廃棄物排出量の抑制	10 事業	69,210 千円
・リサイクルの推進	16 事業	159,663 千円
・産業廃棄物処理施設の整備促進	39 事業	286,948 千円
・産業廃棄物に関する県民理解の促進	29 事業	132,497 千円
・産業廃棄物の適正処理の推進	13 事業	682,546 千円
• その他産業廃棄物税の目的に適合する事業	9 事業	648.884 壬円

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(1)税導入の効果

景気の動向や東日本大震災による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取 組みの中で、産業廃棄物税による排出抑制効果を抽出することは困難であるが、 税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は 着実に減少し、その後東日本大震災による変動が見られたものの、いずれの年度 も平成18年度より低いレベルを維持している。

また、産業廃棄物税を活用し、各種施策を展開してきた結果、排出事業者等に 対する施設整備等支援により、約1千百トン/年の産業廃棄物が削減されたなど、 税充当事業による一定の効果が認められる。

さらに、県内の排出事業者等に対するアンケート調査の結果からも、税導入に よる一定の効果があることがうかがえる。

今後も、持続可能な循環型社会を形成していくためには、産業廃棄物の排出抑 制、再生利用等の各種施策が必要であり、現在の税制度を継続することが適当で あると考える。

(2) 税制度

ア 課税方式

現行の課税方式による税制度が定着しており、見直しが必要となる大きな課題等はないことから、現方式を継続することが適当であると考える。

イ 税率

現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県で1トン当たり

1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、現税率を継続することが適当であると考える。

ウ 徴収方法

本県が採用する「最終処分業者特別徴収方式」は、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易で、納税者の事務負担や徴税コストも小さく、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化やリサイクルを促すことが期待できる。さらに、税の公平性の観点からも好ましい方式であることから、現方法を継続することが適当であると考える。

エ 課税の特例

自社最終処分の特例措置については、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮し、自社処分事業者の処分量の最小化を促しつつ、継続することが適当であると考える。

また、最終処分場への年間搬入量が1万トンを超える事業者の特例措置については、排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置も必要であることから、特例納付事業者の処分量の最小化を促しつつ、継続することが適当であると考える。

オその他

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物(併せ産廃)については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、自治体において、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な負担の増加が見込まれること(徴税コスト)、焼却や破砕処理後の最終処分量の把握が困難であること(課税手法)の他、排出事業者の理解を得る必要があること、新たな負担を求めることの是非に関する課題が現在も継続しており、これらの課題を解決することが重要である。

(3)税の使途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。

また、産業廃棄物税を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築していくべきである。

- ① 産業廃棄物排出量の抑制
- ② リサイクルの推進
- ③ 産業廃棄物適正処理の推進
- ④ 産業廃棄物処理業の振興
- ⑤ 産業廃棄物処理施設の整備促進
- ⑥ 産業廃棄物に関する県民理解の促進
- ⑦その他産廃税の目的に適合する事業

5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、一定期間(5年程度)を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。